

リステック あんしん PC リカバリー規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社リステック（以下、「当社」といいます。）が提供するリステック あんしん PC リカバリー（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。本サービスのご契約者・受給者の皆さま（以下、「お客様」といいます。）には、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

本サービスを利用いただく為には以下の記載内容を必ずご確認ください。

本サービスの利用をもって本規約に同意したものとし、以下の記載内容が適用されます。

第1章 本サービスについて

第1条（本サービスの内容）

1 本サービスは、サービス期間中1年につき2回まで（次年度への繰り越しは行いません。）、第2条に規定する「本サービス対象製品」のデータ復旧を受けられるサービスです。

サービス期間は、ご契約日の翌月1日よりご解約月の末日まで（第9条本サービスのご解約によります。）となります。（日割りでのサービス提供は行いません。）

サービス提供場所は、日本国内に限ります。

2 プレミアムプランをお申し込みの場合、別紙に定めるサービスをお受けいただけます。

第2条（本サービスの対象製品）

本サービスの対象製品（以下、「対象製品」といいます。）は、お客様に所有権があり、加入申込書に記入された所在地の事業所内で使用している機器、且つ日本国内で販売されるノート型、デスクトップ型で、HDD、SSD（各製品ともメーカーの製品保証が付与されているものとします。）が1台のPCに限ります。但し、対象製品の付属品・消耗品・インストールされているソフトウェアは含みません。

また、レンタル品やリース物件等、お客様に所有権がないPC、タブレットPC（Windows タブレット / iPad / Android タブレットその他）は本サービスの対象外です。

なお、対象製品購入日の確認のため、領収書・納品書又は保証書のコピーをご提出いただくことがあります。

第3条（本サービスの対象者）

本サービスのお申込みは法人または個人事業主が対象であり、1事業所につき1契約となります。

但し、以下のいずれかに該当する事業者は対象外です。

(1) データ復旧に携わっている事業者

(2) PC修理に携わっている事業者

第4条（データ復旧サービスのご利用方法）

データ復旧サービスは、下記の委託先に委託しています。

ご利用の際は、「リステック あんしん PC リカバリー」の加入者証をご準備のうえ、当社（下記「ご連絡窓口」）へご連絡ください。

（委託先）

AOS データ株式会社 AOS データ復旧サービスセンター

（ご連絡窓口）

株式会社リステック サポートセンター

電話 [フリーコール]：0120-088-189 メール：support@re-stec.co.jp

受付時間：9:00-18:00（土日祝日 及び 夏季休業・年末年始休業を除く）

（対象製品送付先）

株式会社リステック あんしん PC リカバリー担当係

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 2-9-6 ニューESR ビル

TEL：0120-088-189

梱包費用、送付費用はお客様にてご負担ください。

第5条（本サービスの停止及び解除）

お客様は以下の1号から6号までに該当しないことを表明及び保証するものとし、当社は、お客様が以下のいずれかに該当すると判断した場合には、何らの賠償責任その他の責任を負うことなく、直ちに本サービスの利用停止及び解除ができるものとします。

- (1) お客様の本サービスの申込み時、受付時、データ復旧サービスお申込み時のご申告情報に虚偽が発覚した場合
- (2) お客様が本規約のいずれかに違反した場合
- (3) お客様が法令に反する行為を行った場合
- (4) お客様が対象製品又は本サービスに関する権利義務を第三者に譲渡した場合
- (5) お客様もしくは第三者が対象製品に不当な改造を施した場合
- (6) お客様が自ら又はその組織の役員もしくは実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力である場合
- (7) 本サービスの提供をし難い重大な事由が生じた場合

第6条（規約変更、中止及び廃止等）

- (1) 当社及び委託先（以下「当社ら」といいます）は、本規約の内容を変更する必要がある場合には、民法の定型約款の変更の定めにより予告なく本規約を変更することができるものとします。但し、お客様に対する通知は、当社のホームページ（<https://www.re-stec.co.jp/>）での表示により行われるものとします。
- (2) 当社らは技術上、営業上、その他の相当な事由がある場合は、本サービスの全部又は一部の提供を中

止又は廃止することがあります。

(3)前各項の変更、中止又は廃止により利用事業者その他の関係者に損害が生じた場合においても、当社らは何らの責任も負いません。

第7条（準拠法および合意管轄）

本規約の準拠法は日本国法とします。

また、本サービスに関するお客様と当社らとの間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決します。

第8条（免責事項）

本サービスに関し、当社らの故意または重過失によってお客様に損害が生じた場合には、お客様は現に生じた相当因果関係のある積極損害（逸失利益その他の消極損害は含みません。）に限り、その賠償を請求できるものとします。

但し、その額は、本サービスのためにお客様が当社らに支払った額を超えないものとします。

第9条（本サービスのご解約）

本サービスをご解約する場合は、お客様ご解約希望月の月初5営業日目までに当社（第4条記載「ご連絡窓口」）へお申し出ください。

当社より、本サービスご利用の加入事業者様へご解約書類を送付いたします。ご解約書類を受領後、必要事項をご記入のうえ当社へご返送ください。

当社がご解約書類（記入漏れ等不備のないものに限ります。）を受領した月の最終日をもって、本サービスを停止しご解約といたします。

第2章 データ復旧サービスについて

第10条（データ復旧サービスの内容）

データ復旧サービスは、お客様の対象製品に残っているデータをファイル形式で取り出すサービスです。

障害の原因分析、対象製品の修理及びアプリケーションの復旧を行うものではありません。

データ復旧サービス内容の詳細・品質については、委託先ホームページ(www.data119.jp)をご参照ください。

第11条（データ復旧サービスの申込み・費用）

データ復旧サービスは、お客様からデータ復旧に関する合意書及び対象製品を送付いただき、データ復旧見込みの事前調査結果報告後、お客様から実施の合意をいただいた場合に実施します。データ復旧サービス料金は当社が負担します。

お客様には、ご利用の際に発生する送料のみ（対象製品の当社への送付費用、納品用媒体のデータ復旧サービス委託先への返却費用）をご負担いただきます。

なお、当社らにおいて対象製品の起動・障害確認はいたしませんので、復旧作業の必要性は、お客様に判断いただきます。

第 12 条（サービスを受ける際の注意点）

- (1) データ復旧サービスは、データの復旧を保証するものではありません。
- (2) 対象製品の状態により復旧できない場合、復旧できてもお客様の機器や装置で正常に動作しない場合（例えば、専用形式データ、暗号化や保護機能が付加されたデータ等）、データに欠損が生じる場合がございます。
- (3) 初期調査・復旧作業のため、対象製品に対して、分解、組み立て、破損パーツの交換等の作業が発生する場合があります、対象製品をお預かりした状態のまま返却することは保証いたしません。
- (4) 対象製品がメーカーによる保証を受けられなくなる可能性、および、お預かりした時点で読込めたデータが読込めなくなる場合があります。
- (5) データのバックアップは、お客様の責任で行っていただくようお願いいたします。初期調査・復旧作業のために必要な作業によって生じた対象製品の不具合・障害等については、当社らの故意または重過失による場合を除き責任を負いません。
- (6) お客様（申込者）は当社らがお預かりする媒体及びそのデータの所有者であることを表明保証し、復旧作業・復旧データに関連して発生する第三者の著作権、プライバシー権、その他の権利侵害についてはお客様に責任があるものといたします。
- (7) 復旧作業・復旧データが、権利侵害・法令違反にあたることが明らかな場合やマイナンバー（個人番号）が記憶されたデータがある場合については、復旧作業をお断りする場合があります。本サービスは当社がマイナンバー法に定める事務の委託を受けるものではありません。

第 13 条（データ復旧期間）

復旧作業には、通常約 7 日程度を要します。

但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、通常以上の日数を要する場合があります。

- (1) 障害の程度が重い場合
- (2) 復旧データ返却日の日程変更等、お客様の都合による場合
- (3) 天災地変、戦争、暴動、内乱、輸送機関の事故、労働争議その他不可抗力の事由が生じた場合
- (4) その他特別の事情がある場合

第 14 条（復旧データについて）

一部のデータしか復旧できない場合であっても、データ復旧サービスを受けたものとみなします。但し、データ復旧が一切できなかった場合には回数の加算はありません。

対象製品から取り出した復旧データは、委託先で用意した外付けハードディスクまたは USB メモリ等の記憶媒体にてご返送します。

なお、記憶媒体は委託先からのレンタル品となりますので、10 日以内に当社指定の返却先へご返却いただきます。

第 15 条（適用除外サービス）

次に掲げるサービスは、データ復旧サービスの対象外といたします。

- (1)日本語及び英語以外が使用言語のデータの回復
- (2)その他、AOS データ復旧サービスセンターで実施していないサービス全般

第 16 条（輸送について）

対象製品等の輸送中の事故について、当社らは一切責任を負いません。当社らへの輸送については、お客様の責任において行っていただく必要があります。

第 17 条（個人情報の保護）

当社は本サービスに基づきお客様から開示を受け知り得た個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる事となるものを含みます。）を、保護措置を講じた上で適正に管理するものとし、本サービスの提供以外の目的での利用並びに第三者に対する開示及び漏えいはいたしません。ただし、顧問契約を結んだ弁護士、会計士、税理士その他の守秘義務を負う外部専門家に対する必要な限度における開示及び法令に基づき開示義務を負う場合（刑事訴訟法に基づく照会及び弁護士法に基づく照会を含みます。）の必要な限度における開示は、この限りではありません。

第 18 条（データ復旧サービスの免責事項）

以下の場合、本サービスの全部または一部をご提供できないことがあります。

- (1)HDD の障害状態により委託先技術をもってもデータの一部または全部が取り出せない場合
- (2)お客様が利用規約に違反し又は本サービス申込み時に虚偽の事項や記載があった場合
- (3)お客様の故意または著しい過失により生じた障害の場合
- (4)天災地変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動、法令の改廃制定、公権力の介入、その他不可抗力等により本サービスの全部、または一部の履行が遅延し、あるいは履行不能となった場合
- (5)天災（但し落雷を除く）や事変により生じた障害の場合
- (6)日本国外で発生した障害の場合
- (7)HDD/SSD メーカー起因による瑕疵及びロット不良などの場合
- (8)データが暗号化されており、かつ暗号化キーが不明の場合
- (9)その他相当な事由がある場合

2023 年 11 月 22 日
株式会社リステック

別紙 プレミアムプランサービス内容に関するご案内

プレミアムプランをお申し込みの場合には、第1条（本サービスの内容）に加え、以下のサービスをお受けいただけます。

プレミアムプラン限定「PC セットアップサービス」

■PC セットアップサービスの内容

技術員がお客様の事業所に伺い、以下の作業を代行します。その際の費用は当社で負担いたします。（離島およびこれに準ずる遠隔地、山間部を除きます。）

- (1)PC セットアップサービス対象製品の OS 初期設定
- (2)Microsoft アカウントまたはローカルアカウントの設定
- (3)有線 LAN・無線 LAN 接続設定
- (4)Microsoft Office のインストールおよびライセンス認証(お客様が Microsoft Office365 をご契約の場合またはライセンス付属機種に限ります)
- (5)メールソフトの初期設定(お客様がメール設定情報をお持ちの場合に限ります)
- (6)プリンタ接続設定
- (7)ウイルス対策ソフトのインストールおよび初期設定
- (8)本サービスのご利用にて復旧されたデータのドキュメントフォルダへのコピー

■PC セットアップサービスの対象製品

PC セットアップサービスの対象製品は、以下に該当する PC に限ります。

- (1)本サービスの対象製品を修理し、OS 状態が初期化された WindowsPC
 - (2)本サービスの対象製品が修理不可となり、お客様にて代替をご用意いただいた WindowsPC
- なお、Microsoft のサポートが終了している WindowsOS の場合は PC セットアップサービスの対象外です。

また、Apple 社製ハードウェアに WindowsOS をインストールする場合や、MacOS の場合は PC セットアップサービスの対象外です。

■PC セットアップサービスの免責事項

- 1 アプリケーションによっては、復旧されたデータが正常に認識されない場合があります。
- 2 技術員の作業時間について、土日祝日および当社休業日を除く平日 9 時から 18 時までとし、入館から退出まで合計 4 時間以内となります。最終入館時刻は 14 時までとします。
- 3 作業速度は復旧されたデータの容量や PC スペックにより異なります。技術員の作業時間内にデータ移行等の作業が完了しない場合、後日リモートサポートによる確認をさせていただく場合があります。
- 4 ドキュメントフォルダにコピーした復旧データの整理や仕訳はお客様ご自身にて行っていただきます。

別紙 通信端末修理費用保険特典

1. 概要

サービス「リステックあんしん PC リカバリー（以下「本サービス」といいます。）」に付随関連して、以下の表に記載された無線通信が可能な通信端末（以下「対象端末」といいます。）の破損・水濡れ等により生じた損害に関して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を株式会社リステック、被保険者を会員とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とする保険金が支払われる特典をいいます。

2. 対象端末（保険の対象）

(1) 本サービスに付随した無線通信が可能な通信端末のうち、以下の表の種別、かつ、以下の条件を満たすものを、対象端末とします。

対象端末の種別	
ノートパソコン（タブレット PC を除く）	デスクトップパソコン

- ① OS のサポートとメーカーサポートが受けられる端末とします。
- ② 本サービス利用契約時または端末購入時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末。
- ③ 被保険者の所有する端末。
- ④ 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末。
- ⑤ 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末。

(2) 対象端末は、以下の表に記載される種別に限られます。

(3) 以下のものは、対象端末から除かれます。

- ① 対象端末の周辺機器・付属品・消耗品（AC アダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・コントローラー・外付けモニター・バッテリー・外部記録媒体等）。
- ② 対象端末内のソフトウェア。
- ③ レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
- ④ 過去に当該対象端末のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、加工・改造・過度な装飾がされた端末。
- ⑤ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末。
- ⑥ 日本国外のみで販売されている端末。
- ⑦ 本サービス以外の保険、または保証サービス（延長保証サービス等を含みます）等を用いて修理費用のすべてが填補されたか又は交換が可能な端末。

3. 補償期間

被保険者は、本サービスの利用契約開始日より本サービス契約期間中、通信端末修理費用保険を利用できるものとします。なお、本特典を利用できる期間の前日以前、または本サービスの提供終了日以降に対象端末に生じた損害に対しては本特典の適用はありません。

4. 保険金額

引受保険会社は、被保険者に以下「5. 補償の範囲」の記載に応じて、対象端末に損害（修理費用・交換費用をいいます。）が生じた場合に、1被保険者あたり1年（起算日は本サービスの利用契約開始日とします。）につき下記記載の金額を上限として、被保険者が被った実損金額を通信端末修理費用保険金としてお支払いします。但し、除外事項に該当する場合、保険金はお支払しないものとします。

5. 補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合）

対象端末	保険金額（※1）	ご利用上限回数
ノートパソコン （タブレット PC を除く）	修理可能：最大 30 万円（※2） 修理不能：最大 15 万円（※3）	保険金の支払回数は制限なし （※4）
デスクトップパソコン		

※1 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況を指します。また、修理不能とは、対象端末のメーカー等での修理が不可能な状況を指します。なお、対象端末機器がメーカー保証、通信事業者による補償制度等により、本特典で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。

※2 対象端末のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。なお、修理により同等品を本体交換した場合も修理可能扱いとなります。

※3 修理不能となった当該端末の購入価格に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。

※4 一被保険者に対して支払われる保険金の上限額は、1年間（起算日は本サービスの利用契約開始日）につき 30 万円です。また、本サービスの利用契約開始日より 1 年間の間に端末数、支払回数は同一端末か異なる端末であるかを問わず、制限なしとします。なお同一事故による求償は 1 度きりとします。

【提出必要書類】

区分	提出必要書類
「修理可能」 の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの ③ 損害状況・損害品の写真 ④ メーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑）
「修理不能」 の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不能であることを証明できるもの ③ 修理不能となった対象端末の購入時の金額が確認できる領収証や帳票 ④ 損害状況・損害品の写真

なお、下記の除外事項に該当する場合は保険金の支払いを受けることができません。

■保険金が支払われない場合

「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。

- (1) 被保険者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 被保険者と同居するもの、被保険者の親族、被保険者の法定代理人、被保険者の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- (4) 洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害
- (5) 台風・旋風・暴風等の風災による損害
- (6) 引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- (7) 被保険者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
- (9) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (10) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (11) 本サービス利用契約開始日前に被保険者に生じた、お支払要件に定める損害
- (12) 本サービスの利用契約が終了した日の翌日以降に被保険者に生じた、お支払要件に定める損害
- (13) 対象端末機器が、日本国内で販売されたメーカー（日本国外メーカーを含みます。）純正品以外の通信端末機器および技適マーク・PSE マークを取得していない通信端末機器の場合
- (14) 対象端末を家族・知人等の個人から、またはオークション・フリーマーケット等から購入・譲受した場合
- (15) 対象端末が、被保険者以外の者が購入した端末であった場合
- (16) 対象端末が、被保険者以外の者が使用する端末であった場合
- (17) 付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・周辺機器等の、故障、破損、または交換の場合
- (18) ご購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良を含む）
- (19) 対象端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由
- (20) すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、対象端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷
- (21) 対象端末を、加工または改造した場合
- (22) 対象端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による場合
- (23) 対象端末にかかった、修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する送料、端末機器の送料および費用支払時の事務費用等）
- (24) 詐欺、横領によって生じた損害

- (25) 自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害
- (26) 修理中に航空運賃が含まれている場合は、航空輸送によって増加した費用による損害
- (27) ソフトウェアの瑕疵または障害による損害
- (28) 紛失・置き忘れ・盗難およびその間に生じた損害
- (29) 日本国外で発生した事故による損害

以上

連絡先等

■ 本サービスに関する連絡先はこちら

株式会社リステック サポートセンター

電話 [フリーコール]：0120-088-189 メール：support@re-stec.co.jp

受付時間：9:00-18:00（土日祝日 及び 夏季休業・年末年始休業を除く）

■ 【特典】PC 修理費用保険に関する連絡先はこちら

引受保険会社：さくら損害保険株式会社

電話：0120-982-267 メール：ins_request@sakura-ins.co.jp

受付時間：受付時間：10:00～19:00（年末年始は除く）